

第三分野商品の保険金不払事案に関する検証結果について

当社は、過去の第三分野商品で保険金を不払いとした事案に関する検証結果について、保険業法第128条第1項にもとづき金融庁に対し10月31日付にて報告を行いました。今回の検証の結果、お支払いの可否判断において必要な確認もしくは記録が十分ではない事案が判明いたしました。

保険金のお支払いという保険会社の根幹をなす業務において、第三分野においてもかかる事態が生じたことに、改めて心より深くお詫び申し上げます。

今後は、保険金支払管理態勢の一層の改善、強化に努め、全社を挙げて再発防止に向けた取り組みを実施する所存でございます。

1. 検証結果の概要

過去5年間(2001年7月1日～2006年6月30日)における第三分野商品(疾病・介護を支払い事由として保険金をお支払いする商品)に係る不払事案を検証いたしました。

この結果、10月31日時点で不適切な取扱いと判断した事案は以下のとおり、合計18件となりました。

(単位：件)

	所得補償保険	介護費用保険	傷害保険 (疾病特約)	合計
免責事由該当	1	-	-	1
詐欺無効	-	-	-	-
告知義務違反解除	1	-	-	1
通知義務違反解除	-	-	-	-
重大事由解除	-	-	-	-
支払事由非該当	2	-	1	3
その他	12	-	1	13
合計	16	-	2	18

2. お客様への対応

調査の結果、お支払いの対象となるお客様に対しては、今後当社より個別にご連絡させていただきますが、不明な点、ご質問などにつきましては、下記の【お客様専用お問い合わせ窓口】までご連絡いただくようお願いいたします。

【お客様専用お問い合わせ窓口】

お客様相談室 0120-281-389

受付時間：午前9時～午後5時30分(年末年始を除く)

携帯電話・PHSからもご利用いただけます

以上